

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

菊川市長 長谷川 寛彦

市町村名 (市町村コード)	菊川市 (22224)
地域名 (地域内農業集落名)	平川 (上平川、池村、堤、志瑞、石原、八幡谷、東組、奥の谷、新道、下新道・本町・岳洋、志茂組)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・池村(上平川)地区内の水田は、県営圃場整備事業により整備されており、広大な区画となっており、特に整備地域では荒廃は見られない。 ・水田では、ジャンボタニシ(スクミリンゴガイ)の被害が深刻な状況となっている。 ・茶園整備状況は、東部に圃場整備事業を活用して整備した茶園、その他山間部を開墾した茶園が存在する地域となっている。 ・近年、集積・集約に適さず、荒廃した農地が増え始めている。特に山の斜面側の茶園では、借り手がなく荒廃が進んでいる。 ・茶価が低迷している。安定した収入を確保できたうえで、後継者の育成を考えなくては。 ・高齢化と担い手不足により荒廃した農地が増え始めている、集積・集約について考えていく必要がある。 ・水田、茶園とも整備から時間の経過とともに、担い手が点在するようになったため、区画整理や担い手の規模感覚に応じ、ゾーニングをする必要がある。 ・茶、米以外にも、地域に適した作物への転換を考える必要がある。 ・農道が狭く、大型の機械が通れない箇所がある。 ・土側溝の農地が多く、水がひかないところがある。 ・茶園に隣接する法面の管理が大変である。草が繁茂することで病害虫の巣になってしまう。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・池村(上平川)地区内の水田は、県営圃場整備事業により整備されており、広大な区画となっており、特に整備地域では荒廃は見られないため、現状を維持する。 ・圃場が大きく整備されていることによって担い手が参入してくる。1人1人の農地が大きくまとまって確保されている。 ・茶も米も、高く買い取ってくれる販路が確保されている。 ・地域として新しい作物が収穫でき、特産物としている。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	156 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	107 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域内農地(青地)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圃場整備が実施された水田を中心とした、区画大きくまとまった水田については、水稻・野菜を栽培する地域内の認定農業者を中心に集積、集約していく。 ・不足する担い手については、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れの促進、認定農業者以外の地域の農業者の営農継続を図ることにより、対応していく。 ・未整備の地域については、ある程度の面積をまとめることで、活用しやすい農地とし、中心的経営体等の受け入れを促進する。 ・平川地区の茶園利用については、可能な限り現状の担い手、地域内での確保に取り組むが、不足する担い手については、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れることにより対応していく。集約に当たっては、担い手の規模感覚に応じたゾーニングを検討していく。 ・既に集積、集団化は完了しており、担い手の離農等があった場合も地域農業者でカバーする体制を作る。 ・茶と転換作物のすみ分けが必要である。特に茶畑として開墾した農地は茶畑として守っていきたい。 ・地域単位ではなく、市全体でゾーニングしていく必要がある。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の拡大を図る中心的経営体及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に対しては、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積、集約を促す。 ・関係機関が連携し、農地中間管理事業の促進を図るため、機構に対し情報提供と事業の協力を行う。 ・中心的経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中心的経営体への貸付を進めていく。
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶業経営の効率化を図るため、既に基盤整備を実施済みの地区においても、機械作業の効率化を図る茶園集積推進事業や茶園再編整備事業を活用を検討していく。 ・水田や畑地でも、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るための基盤整備について、地域の話し合い等により意見が醸成された集落等で活用を検討していく。
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>JA遠州夢咲を通じてヘリでの散布を委託しているため引き続き活用していく。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--